

第9回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年3月27日(火) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 10名

1 番 橋 場 和 幸

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 白 川 英 之

4 番 谷 口 正 明

5 番 白 川 俊 明

6 番 百 々 栄 二

7 番 村 越 敏 春

8 番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 2 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 8 議案第 3 号 別段面積（下限面積）の設定について

日程第 9 議案第 4 号 賃借料情報の提供について

日程第 10 議案第 5 号 農業委員会職員の任免について

日程第 11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第9回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ10名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

年度末ということで何かとお忙しい中、第9回総会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

去る19日でございますが、一般社団法人北海道農業会議の第84回総会が開催され、局長と私が出席をいたしました。平成29年度収支補正予算の決定と平成30年度の事業計画、収支予算等について協議がされ、全会一致で決定されております。内容につきましては、資料を皆様方に回しておりますので御覧になっていただきたいと思っております。

また、そのあとには会長・事務局長研修会が開催されておりますが、内容につきましてはこのあとの会務報告で説明いたします。

さて、皆様方にも御案内のとおり、箱石局長が今回で最後の総会になります。長年にわたり浜中町の振興に貢献され、当委員会でも2年間局長として活躍していただきました。大変ありがとうございました。

また、長年にわたり臨職として活躍していただきました〇〇さんにつきましても、3月31日付をもって退職になります。御両人には色々お世話になり、重ねてお礼を申し上げたいと思っております。それぞれの今後の御活躍にも期待したいと思っております。30日にはお二人の送別会もありますので、その中でもお礼を申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきますけれども、今回は付議案件5件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いして開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番白川英之委員、4番谷口委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借に伴う権利の設定2件に伴う許可申請でございますが、整理番号1は、根室市西厚床〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇

〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、6番百々委員、お願いします。

百々委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号2について、3番白川英之委員、お願いします。

白川(英)委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございます。
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借権の設定による農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の対象地は円朱別西〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による利用権の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い

いたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の審議に入りますが、本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席、退室)

それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(○○○○委員入室、着席)

日程第8 議案第3号別段面積(下限面積)の設定についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第3号別段面積(下限面積)の設定について、提案の理由及びその内容

を御説明申し上げます。

農地法第3条第2項第5号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道では2ヘクタール、都府県では50アールに達しない場合、これを許可してはならない。」とされております。これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的に農業経営が継続されないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

一方、平成21年改正の農地法では、「農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法で定める面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できる」こととなり、さらに、別段の面積を定めている・いないに関係なく、毎年一度、農業委員会総会で下限面積が適切かどうか検討し、その結果を市町村のホームページ等で公表することとなっております。

今回、検討していただく内容でございますが、議案書14ページの(1)の適用については、「浜中町農業委員会として別段面積を設定しようとする場合には、設定しようとする面積未満の農地を経営する者の数が、総数の百分の四十を下回らないようにすること」、また、(2)の適用については、「新規就農を促進するために別段面積を設定する場合には、設定区域内に耕作の目的に供されていない農地が相当程度あり、かつ、2ヘクタール未満の農地を耕作する農家が増えたとしても、当該設定区域内における農業上の利用の確保に支障が生じるおそれがないこと」、この2点を確認し、浜中町農業委員会として別段面積を定めるか、否かを決定していただくこととなりますが、本町には、2015年の農林業センサスにおいて、2ヘクタール以上の農地を経営する農家は9割を超えており、かつ農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、町内に耕作の目的に供されていない農地は存在しないため、(1)及び(2)の適用について、農地法で定めている現行の別段面積(下限面積)2ヘクタールの変更は行わないということで、平成30年度の別段面積の設定をさせていただきたいと考えております。

以上、本案について提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり別段面積の設定は行わないということで御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。
	日程第9 議案第4号賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第4号賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第52条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされております。また、平成28年5月25日付け「28経営第509号 農地法の運用について」においても、「農業委員会は農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」という通知が、農林水産省経営局長より出されております。 議案書16ページの標準賃借料につきましては、平成29年1月から12月までに、農地法第3条及び農用地利用集積計画書、さらには農地中間管理事業による農用地利用配分計画書により、農地の賃貸借契約がされた賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出したものですが、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり公表することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号農業委員会職員の任免についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号農業委員会職員の任免について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会職員は、農業委員会等に関する法律の規定を受けるほか、一般職たる地方公務員であるため、その身分取扱処遇等については地方公務員法の適用を受けるものとなっております。

本案は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員の任免を受けようとするものでありますが、町の人事異動に伴い、事務局長 ○○○の浜中町への出向と、町部局より○○○○を農業委員会職員として採用し、また内部異動により農地係長 ○○○○を事務局長に命ずる旨の申し出が、町長からありました。

この度採用する〇〇〇〇につきましては、本年3月に高校を卒業し、4月1日付けで新規採用職員として浜中町に採用され、同日付で本委員会に出向されてまいります。

また、〇〇〇〇につきましては、平成28年4月1日より農地係長を務めておりますが、本年4月1日より事務局長に発令しようとするものでございます。

発令月日につきましては、〇〇〇〇の町への出向は3月31日、〇〇〇〇の農業委員会職員の採用と〇〇〇〇の事務局長への任用については、4月1日付けをもって発令をしようとするものでございます。

以上、提案の理由及び内容についてご説明申し上げましたが、任免事項については農政係長に朗読させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (任免事項朗読あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、4月27日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、4月27日、金曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、4月27日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第9回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

3番 白川 英之

浜中町農業委員会

4番 谷口 正明

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 3月16日

第9回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	借受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借受人は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超える。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 3月16日

第9回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号2 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	借受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借受人は個人経営であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 9 回浜中町農業委員会総会

議案第 2 号 整理番号 1 (賃借権設定)

借受人	○ ○ ○ ○	貸付人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	